令和8年度 『労働条件等関係助成金』及び『雇用関係助成金』　フロー表

《働き方改革実現に向けた労働条件等の改善、同一労働同一賃金や仕事と家庭の両立に向けた取組 、人材確保、従業員の能力向上などに活用できる助成金一覧》

佐賀労働局雇用環境・均等室
令和8年9月作成

※下記以外の助成金については、以下のパンフレットをご覧ください。
令和8年度雇用・労働分野の助成金のご案内」（簡略版）

※助成金の活用については、
佐賀働き方改革推進支援センター（0120-610-464）
でもご案内しています。

【申請窓口】
A - 佐賀労働局 雇用環境・均等室 （0952-32-7218）
B - 県内各ハローワーク　※こちらをご覧ください
C - 佐賀労働局 職業安定部 職業対策課 助成金担当 （0952-32-7173）
D - 佐賀労働局 労働基準部 健康安全課 （0952-32-7176）
E - （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部 （0952-26-9497）
F - 業務改善助成金コールセンター （0120-366-440）

目的・対象など			助成金名		概　要	コース詳細	
労働条件等関係助成金	最低賃金引上げ		■業務改善助成金	A	事業場内最低賃金を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業事業主に対し、その設備投資等にかかった費用の一部を助成	※交付申請期間　令和8年9月1日から地域別最賃発行日の前日又は11月30日のいずれか早い日 ※お問い合わせは【F】	
労働条件等関係助成金	労働時間等設定改善		■働き方改革推進支援助成金 （業種別課題対応コース）	A	特定の業種等（建設業、運送業、病院等）が、労働時間削減に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	※交付申請期限　令和8年11月30日PM5:00必着　事業実施期間　令和9年1月31日	
労働条件等関係助成金	労働時間等設定改善		■働き方改革推進支援助成金 （労働時間短縮・年休促進支援コース）	A	労働時間削減や、年次有給休暇取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入を実施し、改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	※交付申請期限　令和8年11月30日PM5:00必着　事業実施期間　令和9年1月31日	
労働条件等関係助成金	労働時間等設定改善		■働き方改革推進支援助成金 （勤務間インターバル導入コース）	A	勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	※交付申請期限　令和8年11月30日PM5:00必着　事業実施期間　令和9年1月31日	
労働条件等関係助成金	労働時間等設定改善		■働き方改革推進支援助成金 （取引環境改善コース）New	A	発着荷主及び倉庫事業者等が、運送事業者を含めた集団を構成した荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の削減等のために、トラック予約システムやハンドリフトの導入等を実施し、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境の改善に取り組んだ場合に助成	※交付申請期限　令和8年11月30日PM5:00必着　事業実施期間　令和9年2月14日	
労働条件等関係助成金	労働時間等設定改善		■働き方改革推進支援助成金 （団体推進コース）	A	3者以上で構成する中小企業の事業主団体、10者以上で構成する共同事業主において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対し、その経費を助成	※交付申請期限　令和8年11月30日PM5:00必着　事業実施期間　令和9年2月14日	
労働条件等関係助成金	受動喫煙防止		■受動喫煙防止対策助成金	D	労働者の健康を保護する観点から、職場の受動喫煙防止対策のため効果的な措置を行う中小企業事業主に対して、費用の一部を助成	※交付申請期限　令和9年１月31日	
雇用関係助成	仕事と育児・介護等の両立支援		■両立支援等助成金	A	仕事と育児・介護が両立できる”職場環境づくり”のための制度導入や取組を行う事業主に対して助成	・出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） ・育児休業等支援コース ・柔軟な働き方選択制度等支援コース	・介護離職防止支援コース ・育休中等業務代替支援コース ・不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース
雇用関係助成	雇用環境の整備	全般	■人材確保等支援助成金 （テレワークコース）	A	テレワーク勤務に関する制度を整備し、テレワークの実績基準や制度導入後の離職率が一定の要件を満たした中小企業事業主に対して助成		
雇用関係助成	雇用環境の整備	全般	■人材確保等支援助成金 （テレワークコースを除く７コース）	C	従業員の離職率の低下や賃金アップ、人材確保や従業員の職場定着を支援する事業主に対して助成	・雇用管理制度・雇用環境整備助成コース（R7.4.1受付再開） ・中小企業団体助成コース ・建設キャリアアップシステム等普及促進コース	・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野） ・作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） ・外国人労働者就労環境整備助成コース
雇用関係助成	雇用環境の整備	高年齢者	■65歳超雇用推進助成金	E	高年齢者の活用促進のため、定年引上げ・定年の定めの廃止等の措置、高年齢者の雇用環境を整備する事業主等に対して助成	・65歳超継続雇用促進コース ・高年齢者無期雇用転換コース	・高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
雇用関係助成	雇用環境の整備	同一労働同一賃金	■キャリアアップ助成金	C	非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成 （正規雇用労働者への転換、派遣労働者の直接雇用、賃金規定等改定による賃金引上げ、正規雇用労働者と共通の賃金規定、賞与・退職金制度の導入、障害のある有期労働者等の正規雇用労働者等への転換等）	・正社員化コース ・賃金規定等改定コース ・賞与・退職金制度導入コース ・障害者正社員化コース	・賃金規定等共通化コース ・短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7創設）
雇用関係助成	雇用維持	休業・教育訓練等	■雇用調整助成金	C	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対し助成		
雇用関係助成	雇用維持	在籍出向等	■産業雇用安定助成金	C	労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させる事業主に対して助成	・スキルアップ支援コース	
雇用関係助成	職業能力の向上	正社員、有期契約労働者、建設労働者等に対する職業訓練など	■人材開発支援助成金	C	労働者のキャリア形成を促進するため、労働者に対して職務に関連した専門知識および技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や教育訓練休暇制度の導入および適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金や設備投資等の一部を助成	・人材育成支援コース ・教育訓練休暇等付与コース ・建設労働者認定訓練コース ・事業展開等リスキリング支援コース	・建設労働者技能実習コース ・人への投資促進コース
雇用関係助成	雇入れ	新規雇用	■地域雇用開発助成金	C	雇用機会の不足する地域等で、事業所の設置・整備や創業を通じ地域求職者等の雇入れを行った事業主に対し助成	・地域雇用開発コース	
雇用関係助成	雇入れ	新規雇用	■特定求職者雇用開発助成金	B	高年齢者（60歳以上）や障害者、母子家庭の母、生活保護受給者等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成	・特定就職困難者コース ・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース ・中高年層安定雇用支援コース ・生活保護受給者等雇用開発コース	
雇用関係助成	雇入れ	新規雇用	■トライアル雇用助成金	B	安定就業を希望し、離職又は転職を繰り返す者、障害者等をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成	・一般トライアルコース ・若年・女性建設労働者トライアルコース ・障害者トライアルコース ・障害者短時間トライアルコース	
雇用関係助成	雇入れ	新規雇用	■産業雇用安定助成金	C	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、生産性向上に資する取組等を行うため、その取組等に必要な新たな人材を雇い入れた事業主に対して助成	・産業連携人材確保等支援コース	
雇用関係助成	転職・再就職拡大支援	中途採用	■早期再就職支援等助成金	C	中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用者の採用を拡大（中途採用率の拡大・45歳以上の方を初採用又は情報公表・中途採用者数の拡大）させた事業主に対して助成	・中途採用拡大コース	
雇用関係助成	再就職支援	再就職・受入	■早期再就職支援等助成金	C	・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して再就職が実現した場合に助成 ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を早期に雇い入れ、労働者の賃金を5%以上上昇させる事業主に対して助成	・再就職支援コース ・早期雇入れ支援コース	